

海外における次世代IPTV事業の 新展開及び政策動向等について

平成23年7月3日

佐野貴子（総務省 情報通信政策研究所）

1-1. 問題意識

【ブロードバンドの普及に伴い、世界的に】

- IPTV*事業が進展中
 - セットトップボックス経由、テレビ端末で視聴するサービス
FiOS TV（米）、Freebox（仏）、ひかりTV（日） 等
- OTT-V**事業が急成長
 - PC、タブレット型PC、スマートフォン等で視聴するサービス
投稿型：YouTube（米他多数の国）、ニコニコ動画（日）
配信特化型：Hulu（米）、GyaO!（日）

【日本では】

- IPTV市場は現在停滞中 加入者69.5万（2010.6）
- OTT-V市場は無料サイト急成長、有料テレビ局系サイトは停滞
 - 月間訪問者数（2010.4）
YouTube 2,500万人、
GyaO! 1,300万人、
第二日テレ 84万人

*: Internet Protocol TeleVision

** : Over The Top Video

1-2. 調査概要

① 調査内容

- 事業者の動向、市場の状況
- 法的位置づけ（定義、CATV事業者等との制度上の差違、等）
- 政策動向（番組規制、公正競争、振興策、等）

② 対象国及びその注目点

- 米国：ネット中立性規則、YouTubeの動向
- 韓国：IPTV法。IPTV、OTT-VともVODからの発展
- 英国：テレビ局OTT-Vが急成長（BBC iPlayer）
- 仏国：世界最大のIPTV普及率、OTT-Vの動向
- 独国：CATV普及国。IPTVに通信事業者新規参入

2-1. 米国の概要（1）市場の状況と法的位置づけ

OTT-V市場

- 世界最大規模の事業者YouTube。上位は主にISP大手が参入
- メディア複合企業体の合同サイトHulu、ユニークユーザー数10位だが広告出稿量は米国1位

IPTV市場

- 世帯普及率：CATV5割、衛星放送3割。競合劣位にある大手通信事業者のトリプルプレイサービスの一環として進展
- FiOS TV (Verizon)：多チャンネルサービス中、7位
- U-Verse (AT&T) 同9位

【法的位置づけ】

- OTT-Vは、通信法の規制対象外であったが、規模拡大を受け、FCCによりネット中立性規則*を決定（2010.12）
- IPTVは、判例（2007年連邦地裁）でIPTV=CATVと定義され、1984年CATV法の規制対象

* 現在議会にて審議中

2-1. 米国の概要（2）競争政策等の政策動向

【規制・支援政策】

- ・ ネット中立性規則（2010.12）でOTT-Vに事実上の支援
 - メディアによるコンテンツの囲い込み、排除を禁止
 - ◇ 透明性の確保（注：通信ネットワーク運用における透明性の確保）
 - ◇ 遮断の禁止（注：コンテンツに対する完全な開放）
 - ◇ 合理的でない差別の禁止（注：合法的なコンテンツの公平な取り扱い）
- ・ CATVの地域フランチャイズ義務の軽減策
 - 1州から承認を得れば他州は省略可

2-2. 韓国の概要（1）市場の状況と法的位置づけ

OTT-V市場

- 地上波テレビ局の事業として実施（KBSi、SBSi等）
- 地上波局各社の配信を担う大手サイト（ISPが出自。Naver、Daum等）が出現

IPTV市場

- VODサービスのみで開始。世帯普及率9割のCATVと共存していたが近年リアルタイム放送（リニアサービス）も開始し競合化
- 大手通信事業者3社のトリプルプレイサービスの一環。3社合計でも237万世帯（VODのみの提供を含む）
 - ・ QOOK TV (KT), Broad&IPTV (SK), LG U PLUS (LG)

【法的位置づけ】

- OTT-Vは、放送法やIPTV法に定義はなく、規制対象外。インターネットコンテンツ一般として「ネットワーク利用促進・情報保護法」で公序良俗レベルの番組規制を実施
- IPTVは、リニアサービスを行うIPTVのみをIPTV法で定義、CATVとほぼ同等の規制の対象。
- VODのみのIPTVはOTT-Vと同様の扱い

	OTT-V	IPTV
VODのみ	定義なし。ネットワーク利用促進・情報保護法で最小限	
リニア放送	の番組内容規制	IPTV法の対象。CATVとほぼ同等の規制

2-2. 韓国の概要（2）競争政策等の政策動向

【規制・支援政策】

- ・ コンテンツ事業者に法律で番組内容と価格の規制
 - リニアサービスのIPTVへコンテンツを提供する「IPTVコンテンツ提供事業者」に、番組内容と卸売価格の規制（IPTV法）
 - それ以外でも、テレビ番組の再配信なら「チャンネル使用事業者」として規制（放送法）
 - 上記にあてはまらない、合法的な投稿映像などはインターネットコンテンツ一般として、公序良俗レベルの内容規制（ネットワーク利用促進・情報保護法）
- ・ 学校等でIPTV普及への補助施策（回線整備、端末設置等）を実施（普及低迷で仕分け議論中）
- ・ OTT-Vを含む、番組コンテンツ制作の補助・融資施策を実施中

2-3. 英国の概要 市場の状況と法的位置づけ

OTT-V市場

- テレビ放送局、またはISP等のプラットフォーム事業者によるテレビ番組配信が急成長
 - ・ BBC iPlayer、Sky Anytime+

IPTV市場

- 世帯普及率：衛星放送4割。IPTVは多チャンネル映像サービス中2%程度のシェア
 - ・ BT Vision:通信会社グループ がIPTVで突出も、加入者約50万
 - ・ すでに撤退事例もあり、成長は望み薄

【法的位置づけ】

- IPTVかOTT-Vかによらず、EUのAVMS*指令に基づきリニア放送サービスのみを放送 (Audiovisual) として規制
- リニア放送サービスにはテレビサービス相当の免許が必要
- ノンリニアVODサービスには最小限の番組規制。所有・価格規制なし

* Audiovisual Media Services Directive(視聴覚メディアサービス指令)

2-4. 仏国の概要 市場の状況と法的位置づけ

OTT-V市場

- ISPや地上波テレビ局を中心に成長
 - ・ DailyMotion（出自はISP、世界2位の利用経験者数）
 - ・ TF1. fr（地上波局）

IPTV市場

- 世帯普及率25%強は世界最高の普及率。CATVや衛星放送と対等の規模も世界に類似例なし
 - ・ 通信事業者大手がサービス。BB回線のアンバンドリング政策が成長の要因（OECDレポートより）
 - ・ Freebox、Orange TV

【法的位置づけ】

- IPTVかOTT-Vかによらず、EUのAVMS*指令に基づきリニア放送サービスのみを放送 (Audiovisual) として規制
- リニアな放送サービスにはテレビサービス相当の事業免許が必要
- ノンリニアのVODサービスには最小限の内容規制。所有や価格の規制なし

2-5. 独国の概要 市場の状況と法的位置づけ

OTT-V市場

- 地上波、衛星放送、CATVの番組配信メディアとして広く取り組まれる。公共放送局も積極的に展開。

IPTV市場

- 通信事業者が参入も、世帯普及率は3%弱
 - ・世帯普及率：CATV5割、衛星放送4割と圧倒的シェア（注：地上波のみの視聴世帯はわずか5%）
- TV Entertainが現在IPTVでは突出も、Vodafoneが2011年に参入し今後成長の可能性あり

【法的位置づけ】

- IPTVかOTT-Vかによらず、EUのAVMS*指令に基づきリニア放送サービスのみを放送 (Audiovisual) として規制
 - ・州メディア庁を代表してZAKが免許公布
 - ・自社制作する事業者のみ。単純伝送事業のみでは免許不要
- ノンリニアのVODサービスはテレメディア法の下で公序良俗レベルの内容規制。所有や価格の規制なし
 - ・青少年保護は強化予定

【規制・支援政策】

- ・ リニアサービスは、放送規制の下で公正競争を確保
- ・ ノンリニアサービスは、放送としての規制はなし。
 - 英国では、通信事業や一般則での公序良俗レベルの規制
 - 独国では、不正競争防止法および独占禁止法など一般則での規制
- ・ プラットフォーム事業者に対し、通信法によるCAS、EPG、API*での公正アクセス確保義務あり（EUのアクセス指令に基づく）
 - 仏国独自施策として、ユーザー対応の公平性確保に重点
→ 地上波局のマストキャリアの厳密運用
 - 独国独自施策として、公共放送局は放送法で別途厳しい公正競争の規制あり

*: Conditional Access Systems, Electronic Program Guidance, Application Protocol Interface

3. 分類による比較整理 (1) 考え方について

項目		考え方（指標）
① 事業の 動向	世帯・人口普及率	OTT-V：ユニークユーザー数1位事業者または国全体での、ユニークユーザー数÷総人口 IPTV：総加入者数÷総世帯数による分類
	競合サービス内シェア	IPTV：CATV多ch+衛星放送+IPTVにおける「全加入者または国全体」での競合シェアによる分類
② 法的 位置づけ	法的位置づけ	技術区分（OTT-V、IPTV等）、サービス区分（リニア、ノンリニア）による関係法令上の法的位置づけによる分類
	既存放送との法的位置づけの差違	類似サービスであるCATVに適用される法規制との差違による分類
③ 政策 動向	番組規制	番組内容への法規制の有無、既存の放送との差違による分類
	公正競争の担保	次の様な公正競争等を担保するための規制による分類 ・マスメディア集中排除原則や外資規制等の所有規制 ・回線上のサービスの開放規制（囲込み禁止）の法規制
	参入条件緩和策、振興策	参入条件の緩和策の有無、補助や融資等の振興策の有無

3. 分類による比較整理 (2) 世帯・人口普及率 (OTT-V)

- ユニークユーザー（実在利用者）数が5割前後にならないのは、日本だけ。

国名	総人口	OTT-V事業のユニークユーザー	ユニークユーザー数 ÷ 総人口	分類
米国	3.14億 (2008年)	1.71億 (総利用者)	54%	分類1：ユニークユーザー率 5割前後の国 多くの国で首位は米国資本 YouTube
韓国	5,800万 (2010年)	3,200万 (1位のみ)	55%	
英国	6,100万 (2010年)	3,040万 (総利用者)	50%	
仏国	6,550万 (2010年)	3,460万 (総利用者)	53%	
独国	8,180万 (2010年)	3,570万 (総利用者)	44%	
日本	1.28億 (2010年)	2,500万 (1位のみ)	20%	分類3：ユニークユーザー率 2割以下の国

※ユニークユーザー数が不明な国については、第1位の事業者の数値を総人口で割った

3. 分類による比較整理 (3) 世帯・人口普及率 (IPTV)

- ・ OECDレポートで成功例とされている仏国が著しく普及し、韓国が続く。
- ・ 米国は加入者数は多いが、普及は進んでいない。

国名	総世帯	IPTV加入世帯	加入世帯÷ 総世帯	分類
仏国	3,400万 (2008年)	909万 (2009年, 上位3社まで)	27%	分類1: 世帯普及率20%超の「成功事例」の国
韓国	1,692万 (2009年)	258万 (2010年, 総加入世帯数)	14%	分類2: 世帯普及率10%台の国
米国	1.14億 (2010年)	646万 (2010年, 総加入世帯数)	6%	分類3: 世帯普及率10%未満だが加入世帯数が多い国
英国	2,500万 (2006年)	52万 (2009年, 上位2位まで)	2%	分類4: 世帯普及率10%未満の国
独国	3,900万 (2005年)	90万 (2009, 上位1位のみ)	2%	
日本	5,000万 (2010年)	70万 (2010年, 総加入世帯数)	1%	

3. 分類による比較整理 (4) 競合サービスにおけるシェア

- CATVを上回るIPTVは仏国のみ。韓国は衛星とほぼ同じ。
- 米国、英国、独国はCATV+衛星の規模が大きく、IPTVはシェア一桁。
- 日本は多チャンネル視聴自体が低調。

国名	CATV多ch	有料衛星放送	IPTV加入世帯	IPTVのシェア	多ch視聴世帯率*	分類
仏国（総数）	408万	857万	909万	42%	64%	分類1：IPTVが最優位の国
韓国（総数）	1,504万	249万	258万	13%	118%**	分類2：シェア10%超、衛星とほぼ同じ、CATVとは大差のある国
米国（10位まで）	5,980万	3,340万	646万	7%	87%	分類3：シェア10%未満、CATVや衛星と大差のある国
英国（4位まで）	375万	926万	52万	4%	54%	
独国（5位まで）	1,666万	1,118万	90万	3%	73%	
日本（総数）	724万	620万	70万	5%	28%	分類4：シェア10%未満、そもそも多ch視聴自体が低調の国

*: (CATV多ch+有料衛星+IPTV) ÷ 総世帯数

** : CATVとIPTVの重複加入がとくに多い

3. 分類による比較整理 (5) 法的位置づけ

- ・ 技術区分があるのは日米韓、サービス区分があるのは韓と英仏独。

国名	技術（IPTV、OTT-V）による免許等区分	サービス内容（リニア、ノンリニア）による免許等区分	免許構造： ハード・ソフト	OTT-Vの免許形態	分類
米国	あり	なし	IPTV：一致 OTT-V：分離	なし	分類1：IPTVに免許発行し、OTT-Vには免許制度がない国 （日本はソフト事業の届出のみ）
日本			分離	届出	
韓国	あり	あり*	分離	届出	分類2：リニアのIPTVだけ免許発行する国
英国	なし	あり	分離	リニア：免許 ノンリニア：届出	分類3：リニアサービスを一律に放送と定義する国
仏国					
独国					

*：IPTV法の「リアルタイム放送」＝リニアとみなす

3. 分類による比較整理 (6) 既存放送との法的位置づけの差違

- ・ CATVとIPTVを同じ法律の下で全部または一部適用するのが米韓日。
- ・ リニアサービスとしてIPTV、OTT-V、CATVに同じ法律を適用するのが英仏独。

国名	CATVの法的定義の構造	IPTVに対するCATVの法制的準用	OTT-Vに対するCATVの法制的準用	参考：国内のCATV多chの世帯普及率	分類
米国	電気通信の届出＋サービス免許	あり：そのまま適用	なし	52%	分類1：リニア*のIPTVをCATVと同じ法制下におき、OTT-Vには一切適用しない国
韓国	放送法制下のハード＋ソフト免許 (日本は登録制)	あり：多くで準用、一部IPTV法でより厳しく規制	なし	88%	
日本		あり：そのまま適用	なし	15%	
英国	電気通信の届出＋リニアサービス一律の放送免許	あり：リニアサービスのみ	あり：リニアサービスのみ	15%	分類2：IPTVでもOTT-Vでも、リニアサービスならCATVと同じ法制下におく国
仏国				12%	
独国				42%	

*: 米国IPTVの2社とも、リニアな放送チャンネルを持つ

3. 分類による比較整理 (7) 番組規制

- ・ 日米は最小限の規制のみ設ける。
- ・ 韓国と英仏独は、放送同様の厳しい規制と、公序良俗レベルの緩やかな規制。主にリニア（厳しい）かノンリニアか（緩やか）で区分。
- ・ 青少年保護はすべての国で法規制あり。

国名	放送に類する番組規制	公序良俗レベルの規制	青少年保護の規制	分類
米国	あり 憲法、刑法など	あり 憲法、刑法など	なし 最高裁判決に基づく自主規制	分類1：自主性を重視する国
日本	あり 放送法の番組準則	あり 編集方針などの提出義務あり	あり 青少年インターネット環境整備法等	
韓国	あり：リニア* PTVの番組制作事業者に対してのみ	あり：ノンリニア PTVとOTT-V**	あり -リニアIPTV、その番組制作事業者：放送と同じ基準 -ノンリニアIPTVとOTT-V（除テレビ番組）：公序良俗規制	分類2：リニアとノンリニアで***レベルを分ける国
英国	あり：リニア 独国は公共放送局のノンリニアにも厳しい規制	あり：ノンリニア	法規制あり リニア/ノンリニア一律	
仏国				
独国				

*:韓国では、「リアルタイム放送」としている。 **:テレビ番組の再配信を除く

***:韓国におけるリニアのOTT-V(通称WebCasting)を除く

3. 分類による比較整理 (9) 公正競争の担保

- ・ 米韓は（リニア）IPTVにCATVと類似の規制を実施し、一方でOTT-Vには規制せずに競争促進。
- ・ 日本は、規制していない。
- ・ 英仏独はリニアは放送と同じ法規制、ノンリニアには最小限の規制。

国名	所有規制	回線サービスの開放規制	分類
米国	IPTV：あり（CATV法） OTT-V：あり（通信法：FCCの権限） FCCが合併承認を個別判断 （2011年1月 ComcastとNBCUの合併など）	IPTV：あり（CATV法） OTT-V：法規制を作成中 FCCのネット中立性規則 （連邦議会で現在審議中）	分類1：リニアの**IPTVを規制し、OTT-VやノンリニアのIPTVには市場開放以外の法規制を設けていない国
韓国	リニアIPTV：あり CATVよりも厳しい所有規制 これ以外：なし	リニアIPTV：あり 制作側のみ。伝送側にはなし （他国にない類型）* これ以外：なし	
日本	法規制なし	法規制なし	分類2：規制のない国
英国	リニア：あり 放送事業者と同じ	あり プラットフォーム規制	分類3：リニアとノンリニアでレベルを分ける国
仏国	ノンリニア：なし		
独国	放送事業者による事業でも、規制なし		

*:CATVには法規制なし

**：米国IPTVの2社とも、リニアな放送チャンネルを持つ

3. 分類による比較整理 (11) 参入緩和策、振興策

- ・ 韓国は、政策的支援とともに番組制作事業者にも内容規制をかける。
- ・ 日米は、参入規制の緩和策を積極的に行う。
- ・ 英仏独は、振興策は何も行っていない。

国名	参入緩和策	振興策	分類
韓国	なし	あり IPTV：補助金抛出（学校等） OTT-V等番組制作への補助金、融資等	分類1：補助、融資等の積極的振興策を実施する国
米国	あり OTT-V：ネット中立性規則（現在審議中） IPTV：CATVフランチャイズ手続の簡略化開放規制が事実上の参入条件緩和策	なし	
日本	あり IPTVの外資規制を撤廃	なし	分類2：参入緩和策を実施する国
英国	なし ノンリニアに免許審査等ないことが、事実上の参入緩和策	なし	
仏国			
独国			
			分類3：緩和策、振興策ともに実施していない国

ご静聴ありがとうございました
